

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年8月17日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年8月17日（水）午前9時00分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

高齢者福祉課 竹内課長、村田係長
障害福祉課 鈴木課長、山本係長

3 件名

移動困難者（要介護者・障がい者）の移動支援策に関する今後の方針について

4 会議結果

- ☒ 案のとおり決定する。
- ☐ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☐ 報告を了承する。

5 会議内容

・この方針により移動困難者全体の利便性が向上するということによいのか。
→外出支援サービスは対象が限定されていたが、福祉有償運送の拡充、福祉タクシー事業の見直しにより、外出支援サービスの対象者に加えて、より多くの移動困難者を支援することができる。なお、外出支援サービスの利用者の費用負担については、説明を行い理解を得る必要がある。

（指示）

- ・移動困難者の利便性が向上する方針であることが重要である。外出支援サービスの利用者には、費用負担の点を含めて丁寧に説明し、理解を得ること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部 障害福祉課・高齢者福祉課

件 名		移動困難者(要介護者・障がい者)の移動支援策に関する今後の方針について							
現状・課題		市では、移動困難な要介護認定者や障害者手帳所持者に対し、外出支援サービス(車いす利用者の移動支援)や福祉タクシー事業(タクシー券の交付)、福祉車両の貸出を行っており、移動困難者の移動支援に努めている現状にあるが、以下の課題がある。 『外出支援サービス』は、利用者の減少により1回当たりのコストが上昇しているが、料金については市内300円、市外350円と低額となっている。車いす利用者も乗車可能なタクシー等が普及しつつあるものの、外出支援サービスとの料金の乖離が大きい現状にある。 『福祉タクシー事業』については、アンケートや利用実績から、現時点ではタクシー券の拡充に関するニーズは高いとは言えないが、高齢化の進展等により移動困難者の増加が見込まれるほか、外出支援サービスと同様の目的をもっていることから、事業の整理統合が必要となる。 このほか、民間の資源として、要介護者・障がい者がタクシー料金の概ね半額以内で利用できる『福祉有償運送』があるが、担い手の不足等により受け皿が十分確保されていない。 以上のとおり、移動困難者を対象とした民間資源の充実、市のサービスとの料金の乖離、ニーズの変化等をふまえ、移動支援策のあり方について検討する必要がある。							
付議事案		目的	●要介護者、障がい者の移動手段を継続的に確保するために、民間のタクシー事業者や福祉有償運送実施団体による移動困難者の事業を活用する。 ●福祉有償運送事業については、担い手不足が顕著であることや、非営利の事業であることなどから、事業の開始、継続に課題が多いため、支援を行い、拡充を促す。						
		対応 方策	福祉有償運送実施団体への支援によって受け皿を増やし、以後、行政による外出支援サービスを終了する。終了時に、福祉タクシー事業を見直し、車いす利用者を含む移動困難な要介護者・障がい者に対する移動支援を行う。 ●福祉有償運送の開設や担い手確保のために補助事業を創設し、事業の拡充に向けた働きかけを行う。 ●福祉有償運送の充実により、外出支援サービス利用者の移行を図り、外出支援サービスを廃止する。併せて、福祉タクシー事業の見直しを図る。						
論点(決定を要する事項)		① 福祉有償運送事業者等に対する補助制度の創設の可否について ② 福祉タクシー事業を見直し、外出支援サービスを統合することについての可否について							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)		・業務の見直し(統廃合)については賛成する。 ・福祉有償運送の担い手の確保に向けた呼びかけにあたっては、立ち上げ、運営のイメージを示すなど工夫し行うこと。 ・福祉有償運送を実施する団体の立ち上げと運営の継続のために、補助金額について増額すべきではないか。							
今後のスケジュール		・令和5年4月 福祉有償運送実施団体への補助制度の創設 ・令和7年3月 外出支援サービスの廃止 ・令和7年4月 福祉タクシー事業の見直し(外出支援サービスの統合) ※別紙スケジュール表のとおり							
		項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
		条例規則	有	補助金要綱の制定(R5.4月) 外出支援サービス事業実施規則の廃止(R7.3月) 福祉タクシー事業実施規則の改正(R7.4月)		報道発表	無		
		議会説明	無			広報・HP等	有	広報・HP(R7.3月・R7.4月)	
		市民参加	有	白井市地域自立支援協議会・白井市福祉有償運送運営協議会					
		付議書公表	□ 公開 □ 非公開 □ 部分非 ■ 時限非 (R5.2 当初予算案提案 まで)						
参考情報		関係法令等	白井市福祉タクシー事業実施規則、高齢者等外出支援サービス事業実施規則						
		関係課							
		事業費	千円 (うち特定財源 千円)						
		カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

移動困難者（要介護者・障がい者）の移動支援策に関する今後の方針（まとめ資料）

	【外出支援サービス】	【福祉タクシー事業】	【福祉有償運送】
目 的	外出の困難な高齢者・障がい者の外出を支援する		
実施主体 実施方法	市事業／社会福祉協議会に委託（最大週1回・行き先は公共施設や医療機関）	市事業／福祉タクシー券を対象者に交付（年間36枚・人工透析者180枚）	道路運送法に基づく、非営利の法人等によるサービス（タクシー料金の概ね半額以内でドアツードアの移動）
対 象	要介護3～5／身体障害者1・2級で車いすを使用することにより移動可能な者	要介護2～5／身体障害者1・2級／視覚・下肢・体幹3級以上／療育手帳㊦～Aの2／精神保健福祉手帳1級	要支援・要介護認定者等／障害者手帳を所持している者等 ※事業者によっては、利用に対し介護給付・障害福祉サービスとの併用が要件
現 状・課題	・外出支援サービス開始時に比べて民間事業者等によるサービスが普及 ・利用者負担金（150～350円）が、民間サービスと比較して低額のため、民間を圧迫する可能性あり ・利用者減、1回あたりコストが5,893円となる。	・申請者へのアンケート・・・枚数は適正：約66.7%、多すぎる：約18.8%、少ない：約14.5% 全部使い切っている者は対象者全体の0.8% ・最大枚数までの利用者に障害種別による偏りなし ・実際の利用：年間1～2枚が多い。31枚以上の利用者もやや増	・移動困難な市民の外出を広く支援しており、民間の力を活用できる。 ・担い手が不足。住民主体のNPO 法人では運営経費が賄えない。 ・車いす利用者が利用可能な福祉有償運送は受け皿が少ない。
見直しの視点・目指す姿	●受益者負担・サービス提供量の観点から、公平なサービスに再編成する。 ●地域共生社会を進めるため、地域の多様な主体によるサービスの育成に重点をおき、行政と民間の役割分担を明確にする。 ●対象者のニーズや、外出の困難性に応じてサービス内容を充実させる。		
	●サービスの公平性 ●行政と民間の役割分担の観点から	●多様な主体によるサービス育成 ●ニーズ・困難性に応じたサービス充実の観点から	●多様な主体によるサービス育成の観点から
今後の方針	令和6年度末：事業廃止 ※利用対象者（車いすの利用者）については、福祉有償運送・福祉タクシー券の利用により外出を支援	令和7年度：制度変更 車いすの利用者を中心として、制度を拡充 ※福祉有償運送をタクシー券の対象とする方向で検討	令和5年度：福祉有償運送事業実施団体への補助制度創設 ① 立ち上げ補助 ② 運営経費助成 ※3か年で団体や担い手を増やす。
要調整検討事項	●サービスを廃止しても、車いす利用者の必要な外出が維持されるよう、福祉有償運送や福祉タクシー券の充実を図る。 ●現在のサービス利用者の理解を得る。	●アンケートや利用実績から、ただちに制度の拡充を要する状況にはない。 ●一方、外出支援サービスの廃止、高齢者・障害者が年々増加していることにより外出支援のニーズは増加すると見込まれ、ニーズに応じてサービス内容を拡充する。	●補助制度を創設するとともに、団体の立ち上げや担い手の確保に向けた支援を行い、受け皿を増やす。
スケジュール	令和4年度： 方針の決定 ・ 福祉有償運送や福祉車両の貸出等の積極的周知 令和5年度： 福祉有償運送事業実施団体への補助制度の創設 ・ 団体立ち上げや担い手確保支援 福祉タクシー事業の見直し検討開始（～令和6年度） 令和6年度： 外出支援サービス廃止（令和6年度末） 令和7年度： 福祉タクシー事業の拡充 令和8年度： 福祉有償運送補助制度の効果検証開始（～令和9年度）		

移動困難者（要介護者・障がい者）の移動支援策に関する今後の方針について

1 市内の要介護者・障がい者が利用できる移動支援サービス（ドアツードアの支援）

(1) 市の福祉サービス

事業名	対象者	サービスの内容
福祉タクシー事業	要介護2～5／身体障害者1・2級／視覚・下肢・体幹3級以上／療育手帳④～Aの2／精神保健福祉手帳1級	年間36枚のタクシー券（人工透析者は180枚）交付し、タクシーの利用料金の半額助成。1枚あたり1,000円上限。行き先の指定はなし。
外出支援サービス	要介護3～5／身体障害者1・2級で車いすを使用することにより移動可能な者。	車いすのまま乗車できる車で市役所・病院などに送迎。週1回まで。 ※市社会福祉協議会に委託
福祉車両の貸出	車いすを利用している次の者 ・心身障がい者（児）及び家族 ・65歳以上の高齢者及び家族 ・社会福祉団体・社会福祉施設 ・社会福祉ボランティア	福祉車両（リフト付きワゴン車）を貸し出す。1回につき7日間まで。 ※車両を市が所有し、申請により貸出。燃料費のみ使用者負担

(2) 主な民間等サービス

種類・数	対象者	料金等
一般タクシー (市内2社)	一般	迎車 300円／1.27kmまで 500円・263mあたり100円加算
ユニバーサルデザイン タクシー (市内12台有)	車いす利用者等	料金は一般タクシーと同一。乗車しやすい構造、あるいは車いすのまま乗車できるタクシー。※運転手に介助の技術がない・低い場合がある。
介護タクシー (市内3社)	車いす・ストレッチャー利用者等	例:迎車500円／2kmまで720円292mあたり90円加算 ※運転手に介助の技術がある。(料金は事業者により異なる)
福祉有償運送(5法人) ※市が白井市福祉有償運送運営協議会にて必要性等について調査審議する。 (許認可については運輸局)	要支援・要介護認定者等／障害者手帳を所持している者等	非営利の法人等が、タクシー料金の概ね半額以内でドアツードアの移動支援を行う会員制サービス。 ※事業者によっては、利用に対し介護給付・障害福祉サービスとの併用を要件にしている。

2 市の福祉サービス及び福祉有償運送の現状・課題

(1) 移動支援策に関する市民等ニーズ・利用実績の概要

【確認根拠一覧】

- ① 市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査結果
- ② 市障害者計画の中間見直し・白井市第6期障害福祉計画等策定に係る基礎調査結果
- ③ 外出支援サービス事業委託先法人による確認
- ④ 地域ケア個別会議・総合相談・日常業務での高齢者個別課題の集約
- ⑤ 福祉有償運送を行っている事業者・団体（3か所）へのヒアリング
- ⑥ 福祉タクシー事業利用実績の分析・事業申請者アンケート
- ⑦ 外出支援サービス利用実績の分析・利用者への調査
- ⑧ その他

【ニーズ・意見】

サービス	概要	利用者・対象者の声・実績	確認根拠	詳細資料
外出支援サービス	頻度の増の要望あり	週 1 回しか使えないので、増やしてもらいたい。	②・③ 自由記述他	
	利用者の減	・利用者や利用回数は年々減少している。 ・令和 3 年度の利用者 21 名中 14 名に利用継続の意向。継続しない主な理由・・・訪問診療・施設入所等	⑦	3～4 ページ
	1 回あたり運営コストの増	利用者の減少により、1 回あたりの運営コストが上昇している。	⑦	
福祉タクシー事業	枚数の増の要望あり	視覚障がい者の要望として、タクシー券の配布量増の希望がある。また、タクシー券が余った障がい者が、足りない者に譲る施策の提案がある。＊	⑧	
		・透析で年間 312 枚必要。透析以外の通院もある。	⑥	
		・通院が多くなると足りなくなる。(同様 3 件)	自由記述	
	最大枚数までの利用は少数	・利用実績で、最大枚数までの利用者は、H31 年度 16 人（対象者全体の 0.8%） ・最大枚数使用者に障害種別による偏りはなし ・人工透析者以外では年間 6 枚以下の利用者が多く、その後減少傾向。31 枚以上の利用者がやや増加	⑥	5 ページ
	枚数は適正との回答が最多	申請者アンケートでは、枚数は適正：約 66.7%、多すぎる：約 18.8%、少ない：約 14.5%。	⑥	
	限度額の変更・補助の増額の要望あり	・限度額を変更してほしい　・金額を上げて欲しい。	⑥	
		1 回の通院に片道 4,000 円～5,000 円かかるが、自分で払うしかないので利用できない。中途半端な制度。	自由記述	
タクシーも、もっと利用しやすくしてほしい。もっと補助して欲しい。費用が高い。		② 自由記述		
福祉バスの充実をお願いします。経済的にタクシーでは生活が無理ですから。 福祉車両や介護タクシーは費用が高くどちらにしても負担が大きい。				

＊タクシー券の譲り合いについては、金券交付と同様の趣旨であり適さないと回答済

資源	意見概要	市民・団体・事業者の声	確認根拠	詳細資料
福祉有償 運送	事業の充実・ 活用	障がい者の自立支援協議会において、委員から福祉有償 運送の充実・活用について意見あり。	⑧	
	担い手の不 足	・福祉有償運送を行っている団体等は、運転手やコー ディネーターが不足しており、次回の更新が行えない可 能性もある。 ・特に、車いす利用者が利用可能な福祉有償運送につ いては、現状では十分な受け皿がない。	⑤	6 ページ
	運営経費の 不足	住民主体の NPO 法人はコーディネーターの報酬が捻出 できていない。		
その他外 出支援策 に関する 意見等	移動支援策 全般の充実 を求める声	タクシーの割引等の支援を希望（複数）/通院手段の確 保に支援を希望（複数）/免許返納後の代替手段確保に 支援を希望 →上記計 32 件の要望回答（510 件中）	①	
	ガソリン代 の補助	ガソリン代の補助を行っている自治体もあるが、実施し ないのか。	⑧	
	ドアツード アの移動支 援の要望	外出時移動手段では、介護保険認定状況が上がるにつ れ、他者が運転する車や公共交通利用の割合が、自分で 運転する車に比べ高くなる。	①	
		85 歳以上では「タクシー」や「病院や施設のバス」が 上位になってくる。		
		移動の方法について、「自動車（人に乗せてもらう）」 との回答が、身体・精神障がい者で約 35%、知的障が い者で約 60%	②	
		・乗り合いタクシーみたいなものがあったら。 ・自宅まで迎えに来て頂ければ。	② 自由記述	
		足が不自由な利用者からは、利用するバス停などの乗 り場まで行くのが難しいとの意見がある。	④	

（２） 外出支援サービスに関する現状・課題

① 利用実績

・事業の委託費用及び車両リース料を要し、以下の実績であった。

年度	利用者 実人員	利用延 回数 a	決算額 (委託料+車両代) b	歳入 (利用料) C	1 回あたりコスト (b-C) /a
平成 29 年度	37 人	988 回	3,276,588 円	154,650 円	3,160 円
平成 30 年度	33 人	851 回	3,409,281 円	134,510 円	3,848 円
平成 31 年度	31 人	792 回	3,436,251 円	132,060 円	4,172 円
令和 2 年度	22 人	617 回	3,103,252 円	119,780 円	4,835 円
令和 3 年度	21 人	561 回	3,437,249 円	131,270 円	5,893 円

② 令和 4 年度予算

年度	予定利用 延回数 a	予算額 (委託料+車両代) b	歳入 (利用料) C	1 回あたりコスト (b-C) /a
令和 4 年度	617 回	3,718,000 円	150,000 円	5,783 円

③ 令和 3 年度の利用状況

- ・利用者実人員：21 人
- ・利用回数：1 回（往復 2 回）～50 回（往復 100 回）
- ・利用頻度の高い具体例：

事例 番号	行き先	回 数	外出支援サービス 料金 (片道)	(参考) タクシー 料金相当額 (片道)
1	市外病院	41 回 (往復 82 回)	170 円	6,000 円
2	市外病院	28 回 (往復 56 回)	170 円	6,200 円
3	市内公共施設	50 回 (往復 100 回)	150 円	1,600 円

④ 外出支援サービス・一般タクシー・福祉有償運送の料金比較

市内・市外の別	世帯課税 状況	外出支援 サービス	一般タクシー	福祉有償運送 *
市内 (第 2 小～北総 白井病院約 6.4km)	非課税	150 円	約 3,000 円	約 1,500 円
	課税	300 円		
市外 (大山口～印旛 日医大 約 18km)	非課税	170 円	約 7,000 円	約 3,500 円
	課税	350 円		

* 福祉有償運送の実際の料金は法人により異なる。

- ・車いす等の外出困難者は、バスや電車の利用に支障があり、タクシーでの移動については相応の料金が必要となることから、外出にかかる費用面の支援は必要である。

⑤ 市民ニーズ・課題・利用実績等をふまえた方針

- ・外出支援サービス開始当時は車いす利用者に対する支援が少なかったが、時代背景が変化し、現在では民間事業者等によるサービスが普及しつつある。
- ・外出支援サービスの利用者負担金が、民間サービスと比較して低額である（一般タクシーの 1/2 の料金設定である福祉有償運送よりも低額であり、料金に大きな差がある。）
- ・(1)のとおり、利用者からは、さらなる利用回数の増（週 1 回以上）を望む声がある。一方で、利用者の減少に伴う運営コストの上昇、利用者負担額が低額という課題があり、他の類似資源との顕著な差・車いす以外の移動困難者との公平性・行政改革の観点から、現状のサービス維持や拡充は困難である。

(3) 福祉タクシー事業に関する現状・課題

① 福祉タクシー事業の利用状況・アンケート結果

※対象者実数は令和4年4月時点で1,965人

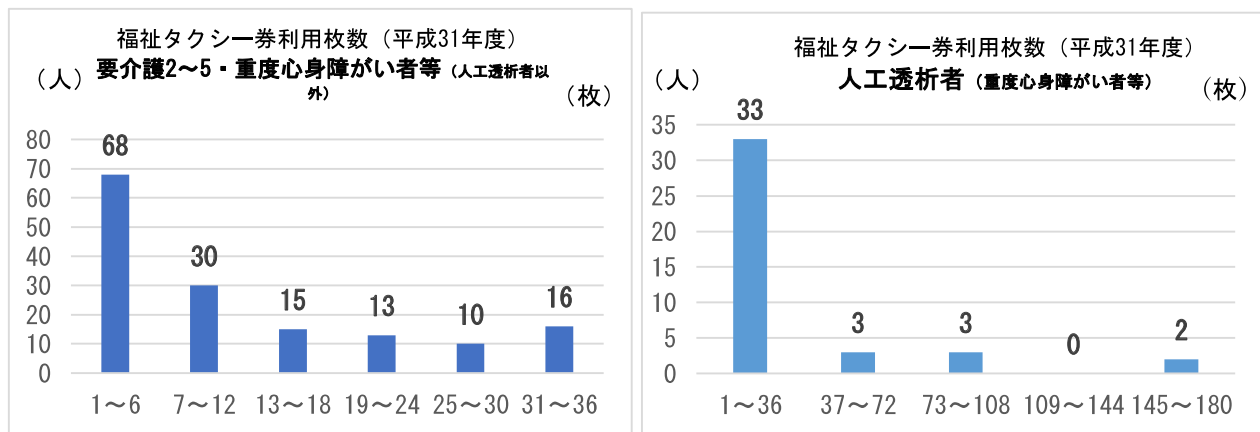
年度	種別	タクシー券 利用者数※ (人)	最大枚数 利用者* (人)	年間利用枚数の多い順(年間) ※人工透析者を除く ()内%は全体に占める割合
平成 31年度	要介護者	141	7	1位:1枚(14.2%) 2位:2枚(13.5%) 3位:3枚・4枚(8.5%) 5位:6枚・36枚(5.0%)
	重度心身障 がい者等	193	9	1位:2枚(14.5%) 2位:1枚(8.6%) 3位:8枚(7.9%) 4位:3枚(6.6%) 5位:4枚(5.9%) 6位:36枚(5.3%)
令和 2年度	要介護者	129	3	1位:1枚(18.3%) 2位:3枚(11.7%) 3位:2枚(10.0%) 4位:4枚(8.3%) 5位:8枚(6.7%) 6位:10枚(5.0%)
	重度心身障 がい者等	156	6	1位:2枚(15.3%) 2位:1枚(13.5%) 3位:3枚(9.1%) 4位:4枚・8枚(5.4%) 6位:5枚・6枚・9枚・36枚(4.5%)

※交付対象者のうち、1枚でも利用のある対象者数

*最大枚数利用者…人工透析者以外で36枚、人工透析者で180枚を利用した人数

- ・最大枚数まで(0~36枚)の利用者に障害種別による偏りはなかった。
- ・重度心身障がい者等に対するアンケートでは、「枚数が少ない」との回答者が14.5%(回答人数27人)であったが、実際の利用実績における最大枚数利用者は平成31年度で9人であった。

② 平成31年度の利用実績 ※令和2年度は新型コロナウイルスの影響が考えられるためグラフ省略



- ・利用枚数については、人工透析者以外では年間6枚以下の利用者が多く、その後減少傾向となるが、31枚以上の利用者はやや増加する。

③ 市民ニーズ・課題・利用実績等をふまえた方針

- ・福祉タクシー事業について、(1)のとおり、交付枚数の増に関する要望がある一方で、

実績上、最大枚数まで使用している利用者は少ない。半額助成・1,000 円が上限という利用条件から、補助があってもタクシー料金が高額になり日常的な利用は困難との意見もある。特に、公共交通機関での移動が困難である方に対し、タクシー券を利用した後の自己負担が軽減するような制度変更が検討しうる。

- ・近年の利用実績をふまえると、ただちに、枚数の増など制度の拡充を要する状況にはないと判断される。一方で、一般・介護タクシーという民間資源の利用が前提となっており、地域の多様な主体と公的サービスの連携ができる点で、有効性がある。今後のニーズの変化を踏まえるとともに、他事業の制度改廃に対するニーズの受け皿のひとつとして、本事業を活用する方針とする。

(4) 福祉有償運送に関する現状・課題

① 福祉有償運送に対するアンケート調査結果（今後の受入可能状況） R4.1 実施

新たな利用者の受入可否	事業者別の状況
利用希望の曜日・時間帯による（内訳問わず）	A 法人
週単位の受入可能人数	B 法人：8 人程度 C 法人：1 人程度
内訳：車いす利用者の受入可能人数	B 法人：1 人程度
介護保険・障害福祉サービスの利用を伴わず、福祉有償運送のみを利用することが可能か。	A 法人：不可能。ただしケースにより応相談 B/C 法人：可能

② 市民ニーズ・課題・利用実績等をふまえた方針

福祉有償運送の対象は要支援・要介護認定や障害者手帳を所持している市民であり、移動が困難な市民の外出を広く支援できる点、民間の力を活用できる点で、地域共生社会の方向性に沿った、有効性の高いサービスである。一方で、担い手の不足・運営経費の課題があり、拡充に向けては支援が必要である。

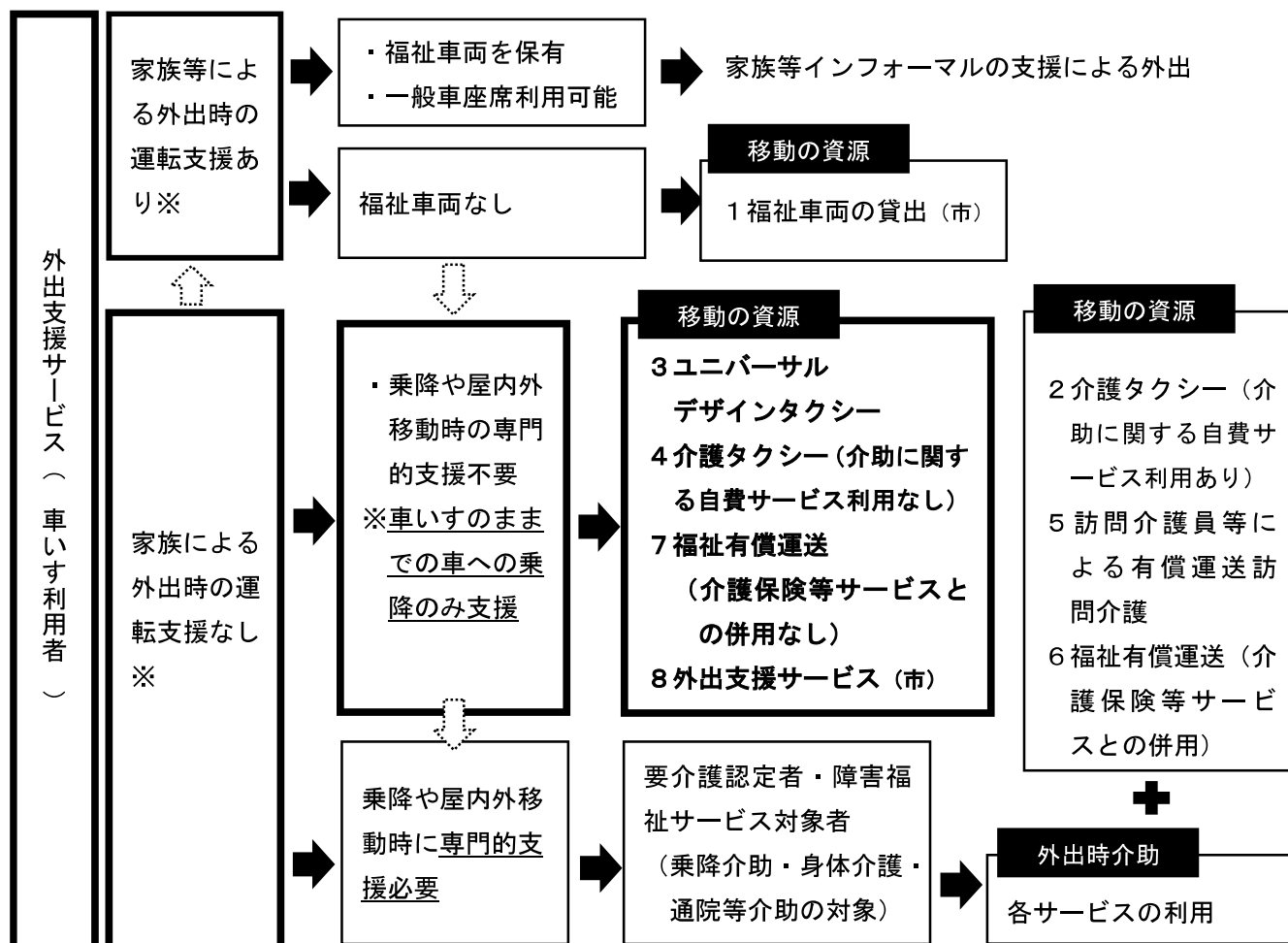
4 今後の外出支援策の事業実施方針について

福祉有償運送の開設や担い手確保を促す補助制度を創設し、拡充に向けた働きかけを行う。福祉有償運送の充実により、外出支援サービス利用者の移行を図り、外出支援サービスを廃止する。合わせて、福祉タクシー事業の見直しを図る。

(1) 外出支援サービス…令和 6 年度末に事業を廃止

車いすで利用できる民間タクシー等が増加したことにより社会資源が充実してきている。一方で、より低額な料金で移動ができる福祉有償運送団体については、十分な受け皿がない。今後、(2)の支援によって、外出支援サービス利用者の大半が福祉有償運送サービスを利用できる体制を整えるとともに、(3)で制度の見直しを図ることにより外出支援サービスを廃止とする。

【利用者の状況に応じた社会資源 ～ドアツードアの支援～】



※ 外出時の、家族等による運転支援の有無（付添はできるが運転による移動支援ができない場合は「なし」に分類）

（2）（新規）福祉有償運送事業実施団体への支援：令和5年度に補助制度を創設

今後実施団体数や担い手を増やしていくことが重要であるが、新たに事業を立ち上げるには経費がかかる。また、非営利の料金設定であることから、講習費用等の経費が捻出困難であるなど、運営の開始・維持に課題が多いことから、補助制度を創設し、財政面での支援を行う。

補助制度を活用し、既存の事業者の運営維持や利用者範囲の拡大を促すとともに、運送主体となることができる各団体や地域に働きかけを行い、新たに事業を開始する団体や担い手の増加を目指す。

① 創設する事業案

●**対象団体** 白井市福祉有償運送運営協議会において協議が調った上、道路運送法第79条に規定する国土交通大臣の登録を経て、市内を運送区域として福祉有償運送を実施する特定非営利活動法人等で市内に事務所を有するもの。

※福祉有償運送に係る旅客を自ら運営する事業の利用者に限定する法人等は除く。

●補助金の内容（４年目に検証を行い、５年目に継続・終了の判断を行う）

補助金の種類		対象経費	上限額
立ち上げ補助 （１団体１回 かぎり）	①事務経費	福祉有償運送運転者講習費・ 消耗品費・備品費・印刷製本 費・ボランティア保険料等	200,000 円/団体
	②車両経費 （福祉車両 ※）	車両購入費・改造費・リース 料・車両保険料・駐車場代等	200,000 円/団体
運営支援補助 （１団体５年 間に限る）	①事務経費	福祉有償運送運転者講習費・ 消耗品費・備品費・印刷製本 費・ボランティア保険料等	100,000 円/団体
	②車両経費 （福祉車両 ※）	車両リース料・整備点検費・ 車両保険料・駐車場代等	200,000 円/団体

※福祉車両…リアスロープ、リアリフト、サイドリフト（回転シート）

② 補助金の効果

●新たに参入する団体の増加

開設当初にかかる初度経費に対する補助を行うことにより、参入のハードルが下がり、新たに事業を実施する団体の増加につながる。

●担い手の増加

事務・車両経費の補助によって、団体の運営基盤が安定し、就労環境を整えることができる。運転者講習費助成によって負担軽減につながるほか、利用料金から捻出する事務経費が減少することにより、運転手の報酬増につながり得る。以上のことから、担い手の増加に資することができる。

③ 補助金適正状況の検討

公益性	▶ 団体への補助により、移動が困難な多くの市民に利益が及ぶ。 ▶ 福祉有償運送事業は非営利であり、料金設定が低額であることから、開設費用の財源が確保困難である。運営も一部無償・持ち出しにより対応するなど独立採算が取れていない。
公平性	▶ 条件を満たせば均等にこの補助金を利用でき、特定の組織に限定される補助金ではない。 ▶ 同種の事業団体として一般タクシー、介護タクシーがあるが、これらは営利による料金設定がされており、独立運営が可能である。福祉有償運送団体のみへの補助金交付について、この理由から公平性を担保できる。

有効性	▶福祉有償運送は、従来市が業務委託により実施している外出支援サービスに代わる資源となる。外出支援サービスを継続するよりも、低いコストで同種の効果を実現でき、費用対効果が高い。
-----	---

④ 福祉有償運送の拡充の見通し

【拡充方向性 1】福祉有償運送の既存団体・法人の担い手の増

既存団体・法人が補助を受け、雇用条件が改善することなどによって運転手等の担い手が増える。

【拡充方向性 2】介護保険・障がい福祉サービスを実施している他事業者の参入

乗降介助・訪問介護等のサービス行っている事業者が、本補助金を活用してサービス未利用者に対しても福祉有償運送を新たに実施する。

【拡充方向性 3】各種法人・住民主体の新規団体の立ち上げ

補助金の創設と働きかけにより、既存の NPO 法人や公益社団法人等、住民主体の団体が新規に立ち上がる。

⇒主として上記の方向性により、受け皿の拡充を図っていく。

(3) 福祉タクシー事業：令和 7 年度に事業の見直し

申請者へのアンケート結果や、近年の利用実績から見て、ただちに事業の拡充を図る必要性は低い。しかし、介護保険計画、障害者計画・障害福祉計画等のアンケート結果から、今後、高齢者本人や障がい者の家族等の高齢化によって、移動困難者が増加し、福祉タクシー事業のニーズが高まる可能性がある。さらに、外出支援サービス廃止に伴って生じる問題の解決※を図るため、令和 7 年度から、外出支援サービスを統合する形で事業の見直しを図る方針とする。

見直しの具体的内容は、福祉有償運送など受け皿の拡大の状況や市民ニーズをふまえ、令和 5 年度～6 年度に検討するが、外出支援サービスの対象者である車いす利用者を中心として、制度を拡充する方針とする。

※ 当該サービスを廃止し、民間タクシーの利用に移行した場合、従来利用者の移動にかかる料金負担が急激に増え、必要な外出がなされない可能性がある。

4 経費の試算

- ・福祉有償運送事業実施団体への補助金については、令和7年度以降の外出支援サービスの廃止により経費を補う（*1・2）。
- ・令和6年度末をもって外出支援サービスを廃止し、令和7年度から福祉タクシー事業の見直しを図るが、その経費については、外出支援サービスの廃止分により補う（*2）。

【試算】令和5年度～令和9年度（5年間）の試算

期 間	内 容	積算根拠	金 額
令和5年度～ 令和9年度 (5年間)	福祉有償運送 事業実施団体 への補助金	新規事業所 2年目（福祉車両無）、3年目（福祉車両有）の立ち上げ2か所を想定 ●立上補助 ・事務経費：2か所×200,000円 =400,000円① ・車両経費：1か所×200,000円 =200,000円② ①+②=600,000円 a ●運営補助 ・事務経費：3年間×100,000円 =300,000円① 2年間×100,000円 =200,000円② ①+②=500,000円 b ・車両経費：2年間×200,000円 =400,000円 C <u>a + b + C = 1,500,000円・・・ア</u> 既存事業所 福祉車両 有2か所・無1か所 ●運営補助 ・事務経費：3か所×5年間×100,000円 =1,500,000円① ・車両経費：2か所×5年間×200,000円 =2,000,000円② ①+②=3,500,000円・・・イ <u>ア+イ=5,000,000円</u>	5,000,000円 *1

令和7年度～ 令和9年度 (3年間)	外出支援サ- ビスの廃止	$\triangle 3,568,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 年間} =$ $\triangle 10,704,000 \text{ 円}$ ※令和4年度予算額 3,718,000 円－歳入 額 150,000 円 21,400 円×29 ヶ月 = 620,600 円 リース料 R7.4.1～R9.8.31 ※途中で解約した場合、規定損害金が加算 されることになり、本来のリース料を上 回ることになる。 リースを継続し、ゆうあい号のように貸 出しを行うこと検討し、有効活用する。	$\triangle 10,083,400 \text{ 円}$ * 2
合 計			$\triangle 5,083,400 \text{ 円}$

※令和7年度以降の福祉タクシー事業の拡充は、上記減額合計額の範囲内を想定する。

【参考】

▶外出支援サービス

令和4年度予算額 3,718,000 円 ・ 令和3年度決算額 3,437,249 円

▶福祉タクシー事業

・高齢者分 令和4年度予算額 1,296,000 円 ・ 令和3年度決算額 1,285,390 円

・障害者分 令和4年度予算額 2,158,000 円 ・ 令和3年度決算額 1,754,010 円

… 福祉タクシー事業合計 令和4年度予算額 3,454,000 円
令和3年度決算額 3,039,400 円

5 スケジュール案

年度	時 期	福祉タクシー	外出支援サービス	福祉有償運送
R 3	～R4.2	●利用者ニーズ・利用状況分析 ●担当課による方針検討会議		●事業者への聞き取り等
	R4.3			
R 4	R4.7	●戦略会議 福祉タクシー事業：R8 年度～の見直し 外出支援サービス：R7 年度末の廃止方針 福祉有償運送：R5 年度～の補助事業の創設		
	R4.10-12			
	R5.1-3			
R 5	R5.4	●事業の見直し内容の検討 	●利用者への周知（廃止の方針） 	●福祉有償運送 立ち上げ・運営経費補助金開始 
R 6	R7.3	●規則改正	●事業の廃止	
R 7	R7.4	●外出支援サービスの廃止に伴う事業内容改正	●運輸局への廃止届出（廃止日から 30 日以内）	
R 8				●補助制度の効果検証と継続・廃止の判断 
R 9				

【参考】他市町村の実施状況（一部）

1 外出支援サービス・福祉タクシー事業

自治体名	外出支援サービス		福祉タクシー事業		
	委託先・補助先 利用者負担（片道）	車いす	助成額	助成枚数（各上限枚数）＊	所得制限
白井市	●社協に委託 ●（課）市内 300 円、市外 350 円 （非）市内 150 円、市外 170 円	必須	1 回 1,000 円を上限に料金の半額助成	◆人工透析者：180 枚 ●その他の障害者：36 枚 ■要介護者：36 枚	なし
千葉市			・一般 1 回 1,300 円を上限に料金の半額助成 ・リフト付き 1 回 5,500 円を上限に料金の半額助成	◆人工透析者：60 枚 週 2 回以上の通院者は追加交付あり ●その他の障害者：60 枚 ■要介護者：60 枚	なし
流山市	●複数に委託 ●1 回 230 円 年 48 回まで	可	初乗運賃の 10 分の 9（10 円未満切捨て、上限 720 円）を助成	◆人工透析者：96 枚 ●その他の障害者：72 枚	なし
船橋市	●社協に委託 ●燃料費 1km20 円、有料道路、駐車場代	可	1 回 1,200 円を上限に料金の半額助成	◆人工透析者：312 枚 ●その他の障害者：120 枚 ■要支援 2～要介護 2：12 枚 要介護 3～5：無制限	なし
習志野市			500 円券。一度に使えるタクシー券の枚数に上限なし	●障害者：60 枚 ■要介護者：60 枚 ■75 歳以上の高齢者のみの世帯：36 枚	あり
柏市	●社協に補助 ●市内 500 円、市外 600 円	必須	タクシー利用料金の 2km 相当額を助成	◆人工透析者：240 枚 ●その他の障害者：120 枚	なし
八千代市	●社協独自事業 ●送迎利用料 300 円、距離制 1km50 円、時間制 10 分 150 円	可	1 回 500 円まで	●障害者：96 枚 ■要介護者：96 枚 ※原則 48 枚で追加交付可	なし
佐倉市	●社協に補助 ●年会費 2,500 円、基本料 500 円+120 円/1km	可	●福祉タクシー：1 回 1,000 円を上限に料金の半額助成 ●福祉寝台車：1 回 5,000 円を上限に料金の半額助成	障害者・ねたきり高齢者台帳登録者に対して ●福祉タクシー：100 枚 ●寝台車：60 枚	なし
印西市	●社協に委託 ●1 回基本料金 1,500 円、1km30 円等	可	1 回 1,000 円を上限に料金の半額助成	◆人工透析・視覚障害者：100 枚 ●その他の障害者：50 枚 ■要介護者：30 枚	なし
栄町	●社協に補助 ●年会費 1,000 円、（課）迎車料金 300 円、70 円/km、（非）迎車料金 200 円、50 円/km	可	1 回 1,000 円を上限に料金の半額助成	◆腎臓機能障害：72 枚 ●その他の障害者：48 枚 ●要介護者：48 枚	なし
八街市			1 回 1,000 円を上限に料金の半額助成（障害者） 1 枚 500 円のタクシー券を交付（高齢者）	◆人工透析者：48 枚 ●その他の障害者：24 枚 ■65 歳以上の運転免許がない方：30 枚	なし
富里市	●社協に委託 ●（課）400 円、（非）200 円	必須	1 回 1,000 円を上限に料金の半額助成	◆人工透析者：48 枚 ●その他の障害者：24 枚	なし

＊対象となる障害や要介護の程度については一部記載を省略している。

2 福祉有償運送への補助金

自治体名	補助内容等	備考
千葉市	●立上補助 上限 20 万円／法人（1 回限り） ●運営補助 上限 10 万円／法人（毎年度）	R2.4～3 年間で効果判定
流山市	福祉有償運送運転手講習受講料補助 15,000 円／人 × 1/2 上限	